

議 事 録

1. 日 時 令和6年4月24日 開会 午後2時00分～

2. 場 所 西庁舎4階 監査委員室

3. 出席委員

1 番	山崎 由紀浩	2 番	寺嶋 実	3 番	中島 繁樹
4 番	山本 建樹	5 番	立花 吉廣	6 番	藤田 哲夫
7 番	池田 賢治	8 番	竹内 博之	9 番	橋本 誠二
10 番	藤田 正子	11 番	山端 昌明	12 番	村上 和義
13 番	荻野 俊明	14 番	荻野 啓司		

以上 14名

4. 欠席委員

以上 0名

5. 出席推進委員

井上 廣文	水田 秀樹	田中 伸一
西海 邦雄	石井 義久	荻野 雅章

以上 6名

6. 事務局

加藤事務局長 岸本係長 宮本事務職員

以上 3名

7. 議 事

議事内容

- 議案第13号 農地法第18条の規定による許可申請審議のこと
- 議案第14号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと
- 報告第11号 農業委員会事務局職員異動のこと
- 報告第12号 貸借解約の通知報告のこと
- 報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと
- 報告第14号 同 法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと

— 山本会長が、議長に就任する —

山本議長： ただ今から第11回明石市農業委員会を始めます。

本日の出席委員数ですが、委員14名中、14名の出席ですので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

次に、明石市農業委員会会議規則第9条第2項に規定する議事録署名人ですが、

9番 橋本 誠二 委員

10番 藤田 正子 委員

のお二人を、議事録署名人に指名しますので、どうぞよろしくお願ひします。

— 議事録署名人に指名された2人の委員、了承する —

山本議長： それでは、これより「議案目録」に従い、議事を進めます。

すでに委員各位にはご案内のとおり、本日の会議は「議案」が2件、「報告」が4件です。

はじめに「農地法第13号 農地法第18条の規定による許可申請審議のこと」を議題にします。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 今月は、1件の申請がありました。

この案件につきましては、昨日の小委員会では、現地調査と聞き取り調査を行いましたので、報告をお願いします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 〇〇番〇〇が報告します。

議案第13号の1番の土地の位置は、現地調査図1ページの表示のとおりで、現地調査の結果、土地の所在、利用状況など申請書の記載内容を確認しました。必要な申請書類も整っており、昨日の聞き取り調査及び小委員会では、申請地は賃借人「〇〇〇〇」名義の残存小作地として農地台帳に記載されているが、氏名以外の情報がないこと、これまで賃貸人のご先祖や賃貸人が耕作してきたため賃借人から賃借料も受領したことがなく、地元農業者も賃借人「〇〇〇〇」の存在を知らないことから、「法第18条第2項第6号 その他正当な理由がある場合」に該当するので、許可してよいとの意見でしたので、本委員会でのご審議、よろしくをお願いします。

山本議長： 以上、〇〇委員より聞き取り調査及び小委員会の報告をいただきました。本案について、ご意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： この土地は、729㎡のうち367㎡に小作が付いていたということですが、そこから想像しますと残地362㎡にも、別の小作人があったのではないかと推察するのですが、残地の方については合意解約がされているのですか。

事務局職員： 〇〇委員ご指摘のとおり、残地である362㎡については別の賃借人がいまして、平成6年に合意解約されています。

〇〇委員： 台帳上には載っているけれど、これまで賃貸人の方が管理し耕作を行っていたと理解していいのですね。

事務局職員： 昨日聞き取り調査をしまして、賃貸人のご先祖や賃貸人が耕作してきたと確認しました。

〇〇委員： 先ほどの説明と今聞いた内容で理解できましたので、解除の方向でいいのではないかと
思います。

山本議長： 他に、ご意見ご質問等ありませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 賃貸人と賃借人は、どちらも同じ姓、〇〇さんですね。賃貸人の△△△△さんのご先
祖で〇〇〇〇さんという名前が出てこなかったということですか。

事務局職員： 賃貸人が持参された戸籍謄本では「□□□□」さんの名前はありましたが、「〇〇〇〇」
さんの名前は確認できませんでした。

山本議長： 他に、ご意見ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 他に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本許可申請について、当委員会は許可という意見を付して知事に進達したいと思いま
すが、これにご異議ありませんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。
よって「農地法第13号 農地法第18条の規定による許可申請審議のこと」は、許可
という意見を付して知事に進達することに決定しました。

山本議長： 次に「議案第14号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律
第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」を議題にします。
事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 議案を「朗読説明」する —

山本議長： 明石市長より農用地利用集積計画の決定依頼が提出されています。本案について、ご
意見・ご質問等あればお受けしたいと思います。ご意見・ご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、お諮りします。
本案のとおり、農用地利用集積計画を決定したいと思います。これにご異議ありま
せんか。

— 「異議なし」の声あり —

山本議長： 異議なしと認めます。

よって「議案第14号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定による集積計画決定のこと」については、本案のとおり決定しました。

山本議長： 次に、報告に移ります。

「報告第11号 農業委員会事務局職員異動のこと」について報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により「報告」する —

山本議長： 兼任の方以外は異動がなかったということで、引き続き、よろしく願いいたします。

山本議長： 次に「報告第12号 貸借解約の通知報告のこと」について報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により「報告」する —

山本議長： 今月は、2件の通知がありました。

これについて、何かご質問等ありませんか。

— 沈 黙 —

山本議長： 特に、ご意見ご質問もないようですので、「報告第12号 貸借解約の通知報告のこと」は、以上で報告とします。

山本議長： 次に、「報告第13号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、及び「報告第14号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出にかかる専決処理について報告のこと」、以上2件の報告事項について、一括して報告を受けたいと思います。

事務局、説明をお願いします。

事務局職員： — 報告資料により報告する —

山本議長： ただ今、「報告第13号」「報告第14号」の2件の報告事項につき一括して報告がありました。

それぞれ、お手元の報告資料により、ご了承をいただきたいと思います。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： ご質問いたします。報告第14号の13番、土地の表示が大久保町西嶋となっていますが、これで正しいのですか。

事務局職員： 登記簿の記載が西嶋になっております。

山本議長： よろしいですか。

〇〇委員： はい。

山本議長： 他に、ご質問等ございませんか。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 報告第13号の5番の土地の件ですが、松陰の土地で始末書がついておりました。私が調査を行いました。事務局から届いた調査報告書には、転用目的が庭になっておりました。現状はガレージになっており、これはおかしいなと思ひまして、事務局に電話いたしました。事務局から「こちらで修正しときますから」といわれ、「〇〇さん、その調査報告書を送付してください」と言われました。

「それはないでしょう。」と思ひ、目的が庭ではなくて車庫という調査報告書を送付するのが本当です、よってもう一度調査報告書を書き直してくださいと申しました。数日後に届きました。ここは昭和51年からこの庭という始末書が書いてありました、かなり前からです。ブロックの建物で屋根もついています。中にはベンツが入っています。

私は次の2点に疑問を持ちました。①行政書士はなぜ庭と書いたのか、②事務局からそのまま送ってほしいと言われたこと。

よって、今月ではなくて来月にまわしてはどうか。ちゃんと書類を書き直して提出してもらったらどうですか。しかし、今月の報告に上がっています。

みなさん、現地調査をいろいろなさいますけど、よく気をつけて、行政書士はうそをつきます、だまします、うそはダメだと思います。私が法律を知らない人だと思っているのですが、ガレージでしょう、やはりきちんとそこを見て、行政書士に指導しないとイケないと思います。事務局よろしく願いいたします。

事務局長： 〇〇委員のご指摘の件につきまして、確かにその様なお話がございまして、〇〇委員の仰った2点。まず1点目の行政書士の件、屋根付きの車庫になっている状況がある中で、どんなふうに行行政書士が現場の確認をしていたかということは、仰るとおりだと思います。すでに受理書の方は交付しておりますが、行政書士が取りに来られた時に、事務局から今回委員さんから目的が違ふと指摘があったのですが、ちゃんと見ましたかと確認しましたところ、確認していなかったようでございますので、今後はこういったことのないように確認して、申請書類をきっちり作成してほしいということ、申し伝えておりますので、ご理解の程よろしく願いいたします。2点目の事務局の対応については、委員さんの本来の役割があり、よくない対応をしてしまったかと思ひますので、それにつきましては、この場をお借りしてお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 本日の委員会開始前に、事務局で〇〇委員さんとこの件についてお話を聞いたのですけれども、行政書士の方は市街化区域ということで、申請者からの聞き取りだけされて、書類を整えて提出されたと思います。

山本議長： この度の専決処理ですけれども、まず1番に現場確認します。各委員の目からうそがないように、見た目を正直に再度確認をしていただきたいと思います。
他に、ご意見・ご質問等ございませんか。

事務局職員： 先程の件について、〇〇委員から連絡がありまして、すぐに行政書士を呼びまして庭から車庫に訂正させました。書類を補正させた上で、添付書類が整っておれば、市街化区域内の農地転用につきましては、2週間以内に受理書を交付しないといけないことになっておりますので、今後ともご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

〇〇委員： はい、議長。

山本議長： 〇〇番、〇〇委員。

〇〇委員： 私は、調査報告書が農業委員にとって一番大切なものであると考えています。行政書士がいろいろと書類を整えていても、農業委員としてこの調査報告書の作成が委員の役割だと思っています。事務局が「書類が整っていますので、調査報告書だけ送ってください」と、これは農業委員を軽く思っているのと違うかなと、私はそう感じました。

事務局長： 繰り返しますが、決してそういうつもりではございません。〇〇委員の方でそのように思われてしまって、こちらで訂正しますという対応は、良くなかったと認識をしておりますので、重ねてお詫び申し上げます。

山本議長： 今回については、みなさん心して確認をしていただきたいと思います。書類についても最初から最後まで、目を通して行動を行ってください。

山本議長： 以上で、本日予定していました案件はすべて終了しました。
これで、第11回明石市農業委員会を閉会とします。

(午後2時41分 終了)

※ 農地法第18条の聞き取り調査 令和6年4月23日 午後1時30分～

・出席委員

山本会長 中島職務代理者 橋本委員 荻野(啓)委員

・事務局

加藤事務局長 岸本係長 宮本事務職員

※ 小委員会 令和6年4月23日 午後2時00分～

・出席委員

山本会長 中島職務代理者 橋本委員 荻野（啓）委員

・事務局

加藤事務局長 岸本係長 宮本事務職員

上記事項の顛末を記載し、議事の正確なることを証するため署名する。

会 長 山 本 建 樹

署 名 人 橋 本 誠 二

署 名 人 藤 田 正 子